



第5章 数値目標とサービスの見込み量

1 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における目標の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

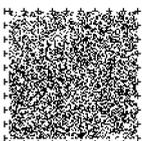
項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度末時点の入所者数		412人	平成28年度末時点の施設入所者数
令和2年度末時点の入所者数 (見込み)	404人	386人	令和2年度末の入所者数の見込み
施設入所者数の減少数(削減率) (令和2年度末目標値)	8人 (2%)	26人 (6.3%)	平成28年度末からの減少数(削減率)
地域生活移行者数(移行率) (令和2年度末目標値)	25人 (6%)	12人 (2.9%)	在宅(グループホーム含む)等に移行した人数(移行率)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度の協議の場の設置の有無	有	無	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置の有無
令和2年度の協議の場の設置の有無	有	有	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度の地域生活支援拠点等の整備	0	0	地域生活支援拠点等の整備の有無
令和2年度の地域生活支援拠点等の整備	有	有	



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度の一般就労移行者数		20人	平成28年度において一般就労した人数
令和2年度の一般就労移行者数	30人	8人	令和2年度において一般就労した人数

② 就労移行支援事業の利用者数

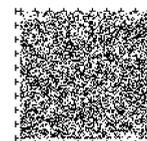
項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度の就労移行支援事業利用者数		65人	平成28年度における就労移行支援事業の利用者数
令和2年度の就労移行支援事業利用者数	78人	75人	令和2年度における就労移行支援事業の利用者数

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度の就労移行支援事業所数（就労移行率3割以上）		1事業所	就労移行支援事業所のうち就労移行率3割以上の事業所数
令和2年度の就労移行支援事業所数（就労移行率3割以上）	6事業所	3事業所	

④ 一般就労移行後の職場定着率

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度の就労定着支援事業の定着率 【30年度より事業実施】		—	過去3年間の就労定着支援の総利用者数（8人）のうち令和元年度末時点の就労定着者数（8人）の割合。
令和2年度の就労定着支援事業の定着率	85%	100%	



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度の児童発達支援センターの整備	5箇所	5箇所	児童発達支援センターの整備箇所数
令和2年度の児童発達支援センターの整備	6箇所	5箇所	

② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

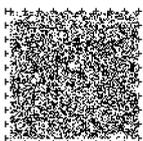
項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	0	1箇所	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備箇所数
令和2年度の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	1箇所	2箇所	

③ 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	1箇所	2箇所	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備箇所数
令和2年度の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	2箇所	2箇所	

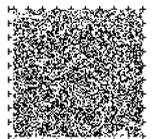
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度末の設置	設置	未設置	協議の場の設置の有無
令和2年度末の設置	設置	設置	



⑤ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成30年度末のコーディネーターの配置	0	0	コーディネーターの配置人数
令和2年度末のコーディネーターの配置	1人	2人	



2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

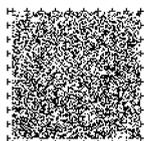
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和5年度末の 施設入所者数	382人	令和元年度末時点（389人）から1.6%削減 【国指針：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減】
令和5年度末までの 地域生活移行者数	16人	令和元年度末の施設入所者数（389人）の4.0%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和元年度末の施設入所者数の6.0%以上が地域生活に移行】

○目標達成のための方策

施設入所者及び出身世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者に対して、サービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活への支援を行っていきます。

また、生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

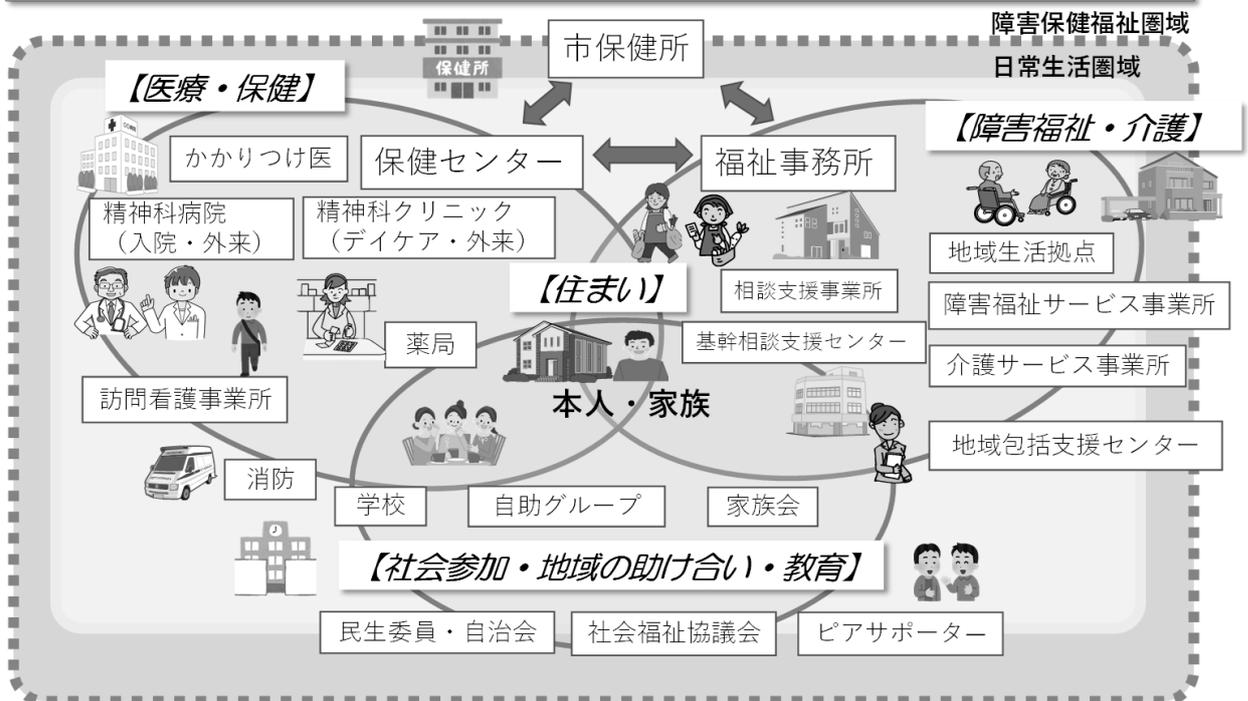
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回	国が定める開催頻度は3か月に1回であるが、和歌山市は2か月に1回開催する
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	20人	22人	25人	現参加者に加えて、ピアサポーター、医療従事者、行政機関職員の参画を目指す
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	目標設定、評価のための協議を各1回ずつ開催する

○目標達成のための方策

和歌山市自立支援協議会精神障害者部会において精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する課題抽出、課題解決のための目標設定や取り組みを継続します。また、より多角的な視点から課題を捉え解決に向けた取り組みを行うため、参加者の増員など協議の場の充実を図ります。

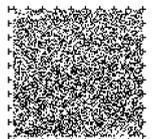
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・保健、障害福祉・介護、住まい、社会参加・地域の助け合い・教育などが包括的に確保された地域包括ケアシステムを目指し、当事者、行政機関、精神科医療機関、地域援助事業者などとの協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築します。 <精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築>



バックアップ

県障害福祉課、県精神保健福祉センターなど
(広域調整、精神科救急体制整備、通報対応、企画・調査研究、講師派遣等の技術協力、県設置の協議の場など)



(3) 地域生活支援拠点等の整備

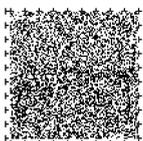
目標値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	【国指針：令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本】

○目標達成のための方策

地域生活支援拠点等を障害者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与するすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化する必要があると考えます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値	設定の考え方
令和5年度の 一般就労移行者数 61人 (1.27倍増)	令和5年度中に、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(48人)の1.27倍増 【国指針：令和元年度実績の1.27倍以上】
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労移行支援) 23人 (1.30倍増)	令和5年度中に、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績(17人)の1.3倍増。 【国指針：令和元年度実績の1.3倍以上】
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援A型) 17人 (1.26倍増)	令和5年度中に、就労継続支援A型から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(13人)の1.26倍増 【国指針：令和元年度実績の1.26倍以上】
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援B型) 21人 (1.23倍増)	令和5年度中に、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(17人)の1.23倍増 【国指針：令和元年度実績の1.23倍以上】
令和5年度における 就労定着支援事業の 利用者数 22人 (70%)	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数のうち就労定着支援を利用する人数の割合。 【国指針：7割が就労定着支援事業を利用することを基本】
令和5年度における 就労定着支援事業の 就労定着率 70%	過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合が8割以上の事業所割合。 【国指針：就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本】



○目標達成のための方策

障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を進めながら、障害のある人の就労を支援していきます。

また、特別支援学校等卒業生を含めた障害のある人の就労支援をより一層推進していくため、特別支援学校等との連携も強化していきます。

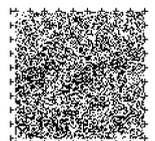
(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目標値		設定の考え方
令和5年度末までに 児童発達支援センター設置	6箇所	令和2年度末で5箇所設置済。 【国指針：令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本】
令和5年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる 体制構築	有	令和2年度末で5箇所の児童発達支援センターのうち2箇所を実施。 【国指針：令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本】
令和5年度末までに 重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保	2箇所	令和2年度末で2箇所設置。 【国指針：令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本】
令和5年度末までに 重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	2箇所	令和2年度末で2箇所設置。 【国指針：令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本】
令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための協議の場	設置	令和2年度末で設置済。 【国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本】
令和5年度末までに 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	配置	令和2年度末で配置済。 【国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】

○目標達成のための方策

地域の関係機関や団体と連携しながら、新たな事業所の参入を促進し、整備等を図ります。

また、医療機関等との一層の連携により、子供一人ひとりの障害特性に応じて、適切な対応により健全な発達が促せるよう支援の質の向上に努めていきます。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
総合的・専門的な相談支援 (実施の有無)	有	有	有	【国指針：令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築】
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	480件	480件	480件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（研修含む）	11件	11件	11件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	240回	240回	240回	

○目標達成のための方策

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置しており、相談支援事業所等への専門的指導や助言を行います。また、研修会の開催等を通して相談支援事業者の人材育成に努め、相談支援体制の強化を図ります。

地域の関係機関との連携を通して、誰もが、地域の中で自分らしく暮らしていただけるための必要な地域づくりを目指します。

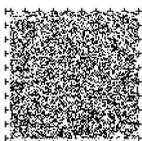
(7) 障害福祉サービス等の質の向上

目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	【国指針：令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築】
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回	

○目標達成のための方策

都道府県及び市町村職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが必要と考えます。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。



3 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

【居宅介護（ホームヘルプ）】

居宅にて、入浴、排泄、食事の介助等を行うサービスです。

【重度訪問介護】

重度の障害があり常に介護を必要とする人に対して、居宅にて入浴、排泄、食事の介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービスです。

【同行援護】

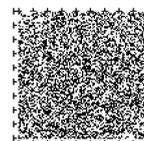
行動に著しい困難を有する重度の視覚障害のある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供などを行うサービスです。

【行動援護】

知的障害・精神障害のために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。

【重度障害者等包括支援】

常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に対して、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

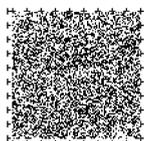


① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人/月	752	815	854	914	951	987
	時間/月	11,773	12,904	13,607	14,675	15,312	15,961
重度訪問介護	人/月	23	21	22	22	23	24
	時間/月	4,495	4,104	4,278	4,278	4,472	4,667
同行援護	人/月	141	148	136	150	154	158
	時間/月	2,664	2,811	2,444	2,834	2,910	2,986
行動援護	人/月	27	32	32	34	35	37
	時間/月	1,101	1,287	1,426	1,515	1,559	1,648
重度障害者等包括 支援	人/月	—	—	—	—	—	—
	時間/月	—	—	—	—	—	—

② 見込量確保の方策

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対して障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。



(2) 日中活動系サービス

【生活介護】

常時介護が必要な人に対して、主に日中に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労継続支援（A型・B型）】

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労定着支援】

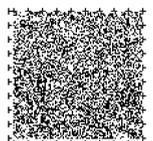
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにとりまなう課題解決にむけて必要となる支援を行うサービスです。

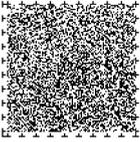
【療養介護】

医療と常時介護を必要とする障害のある人に対して、主に日中に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行うサービスです。

【短期入所】

居宅で介護する人が病気の場合などに短期間施設へ入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。





① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	777	782	782	794	798	802
	人日/月	14,755	14,798	15,097	15,175	15,274	15,354
自立訓練 (機能訓練)	人/月	4	6	3	6	6	6
	人日/月	59	81	34	81	81	81
自立訓練 (生活訓練)	人/月	44	41	53	52	55	57
	人日/月	605	456	670	655	693	718
就労移行支援	人/月	53	32	37	42	47	52
	人日/月	828	466	538	610	683	756
就労継続支援 (A型)	人/月	319	309	309	315	320	325
	人日/月	6,342	6,131	6,079	6,197	6,295	6,393
就労継続支援 (B型)	人/月	865	984	1,042	1,117	1,192	1,267
	人日/月	15,102	17,097	18,490	19,820	21,151	22,482
就労定着支援	人/月	2	7	11	14	18	22
療養介護	人/月	93	93	92	92	92	92
短期入所 (福祉型)	人/月	84	88	38	92	94	96
	人日/月	532	514	196	537	549	560
短期入所 (医療型)	人/月	12	13	7	15	16	17
	人日/月	39	35	22	40	43	45

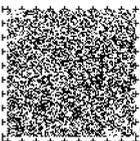
② 見込量確保の方策

サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

生活介護に関しては、特に重症心身障害者の特性に対応できるサービス提供の充実を図るために、関係機関や事業所等と連携しながら、人材の確保を図ります。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに就労定着支援に対する事業所の参入を促進します。

短期入所に関しては、今後も身近な地域で利用できるよう、サービス提供基盤の充実に努めます。



(3) 居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

【施設入所支援】

施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

【自立生活援助】

施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか等を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

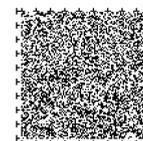
① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	306	337	373	408	443	478
施設入所支援	人/月	399	393	387	386	384	382
自立生活援助	人/月	3	4	2	8	9	10

② 見込量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）に関しては、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行の受け皿や親亡き後も障害者が地域で暮らし続けるための受け皿になることが今後も期待されることから、地域の理解を深めながら、新規事業者の参入を促進するとともに、生活の場の確保に努めます。

施設入所に関しては、支援が必要な人が利用できるようサービス提供に努めます。また施設やグループホームの利用者が一人暮らしを希望する際の必要な支援の充実を図るために、自立生活援助に対する事業所の整備を進めます。



(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

【計画相談支援】

市町村は、必要と認められる場合、特定相談支援事業者が作成するサービス利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

【地域移行支援】

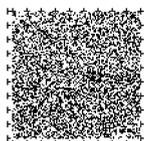
障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保や、地域生活に移行するために障害福祉サービス事業所等への同行支援、入所施設や精神科病院への訪問による相談等の支援を行います。

【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談・訪問等の支援を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	399	539	663	670	700	730
地域移行支援	人/月	9	11	10	13	15	18
地域定着支援	人/月	28	32	36	35	38	41



② 見込量確保の方策

計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう、サービス提供体制の機能の強化に努めるとともに、地域生活への移行者や、計画相談支援が必要な人を把握し、サービス利用の促進に努めます。

また、和歌山県と連携しながら、相談支援従事者研修の受講を促進することで、相談支援専門員の育成及び確保に努めます。

精神障害のある方への地域移行支援、地域定着支援に関しては、自立支援協議会精神障害者部会において協議し、対象となる施設等への啓発活動や、担い手となる相談支援事業所への働きかけを行い、対象となる方が適切にサービスを受けられるよう努めます。

(5) 障害児支援

【児童発達支援】

就学前の子供を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

【医療型児童発達支援】

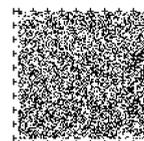
就学前の子供を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

【居宅訪問型児童発達支援】

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

【放課後等デイサービス】

就学中の障害のある子供に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。



【保育所等訪問支援】

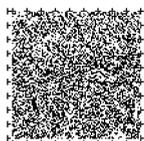
保育所等を現在利用中の障害のある子供、又は今後利用する予定の障害のある子供が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等に対して訪問による支援を行います。

【障害児相談支援】

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	274	348	352	396	445	500
	人日/月	3,185	3,737	3,941	4,457	4,824	5,238
医療型児童発達支援	人/月	—	—	0	—	—	—
	人日/月	—	—	0	—	—	—
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	2	3	4
	人日/月	0	0	0	8	12	16
放課後等デイサービス	人/月	615	693	680	720	750	780
	人日/月	6,940	7,889	8,098	8,124	8,463	8,801
保育所等訪問支援	人/月	9	14	7	10	11	12
	回/月	10	14	8	11	12	13
障害児相談支援	人/月	68	86	99	100	110	120



【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置】

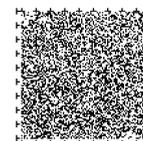
医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	0	2	2	2	2	2

② 見込量確保の方策

サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

今後も、利用ニーズの拡大が想定されますが、障害児相談支援等により利用ニーズを把握するとともに、他のサービスも組み込んだ障害児本人のための支援計画を作成することにより、適切なサービス提供に努めます。



(本市における障害のある児童に対するその他の支援体制)

① 障害のある児童の放課後児童クラブへの受け入れ

障害のある児童について、利用の希望がある場合は、受け入れるための支援員の加配や研修の実施等により、可能な限り受け入れに努めます。

箇所	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
受入れクラブ数 (全体)	27 (63)	38 (80)	43 (84)	40 (89)	40 (93)	47 (94)

※資料:和歌山市教育委員会 青少年課 各年度4月30日現在

② 各保育所・認定こども園の保育士への専門職員による巡回指導等の実施

障害児の保育・療育向上のため、集団保育が可能な幼児が安心して入所できるよう、専門職員による巡回指導や障害児保育研修を行うとともに、関係機関等との連携を深めながら、障害児保育の充実を図ります。

回数	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
回数(年2回) (全保育所数-全認定こども園数)	122 (54-7)	124 (51-11)	124 (43-19)	116 (41-21)	99 (39-24)	65 (32-30)

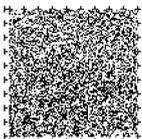
※資料:和歌山市保育こども園課 各年度4月1日現在

③ 幼稚園(公立)への訪問指導等の実施

教育活動の充実と特別な支援や配慮の必要な幼児が安心して園生活を送れるよう、教育委員会から訪問による指導や支援を実施しています。また、全幼稚園教員を対象に特別支援教育研修を行うとともに、関係機関等との連携を深めながら、特別支援教育の充実を図ります。

回数	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
回数(年2回) (幼稚園数)	26 (13)	26 (13)	26 (13)	26 (13)	26 (13)	22 (11)

※資料:和歌山市教育委員会 学校教育課 各年度4月1日現在



4 地域生活支援事業の見込量

① 必要な量の見込み

【必須事業】

I. 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動などを行います。

II. 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

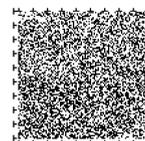
III. 相談支援事業

（ア）障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人たちの権利擁護のために必要な援助を行います。

（イ）基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。



サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	5	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	2	2	2	2	2

IV. 成年後見制度利用支援事業

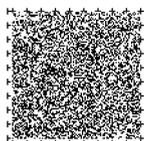
障害福祉サービス利用などの視点から、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障害のある人、精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	6	1	6	6	6	6

V. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などに取り組みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施



VI. 意思疎通支援事業

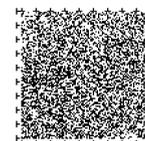
聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	人/年	453	429	284	462	465	467
要約筆記者派遣事業	人/年	174	210	127	163	164	165
手話通訳者設置事業	人/年	5	5	5	5	5	5
代筆・代読ヘルパー派遣事業	人/年	2	8	9	9	9	9

VII. 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	18	33	42	35	35	35
自立生活支援用具	件/年	202	183	191	211	213	214
在宅療養等支援用具	件/年	106	94	102	109	110	111
情報・意思疎通支援用具	件/年	151	155	96	130	131	131
排泄管理支援用具	件/年	10,635	10,833	10,868	10,967	11,060	11,140
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	23	14	18	19	19	19



VIII. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業（養成講習延受講者）	人/年	118	188	145	160	160	160

IX. 移動支援事業

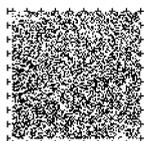
屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	647	680	603	680	700	720
	時間/年	50,311	54,506	47,952	54,506	56,109	57,712

X. 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人が地域において充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等が適正かつ円滑に実施されるための機能強化を図ります。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	8	7	7	8	8	8
	人/年	502	505	501	528	531	533



② 見込量確保の方策

一定のサービス基盤の確保が進んでいるため、今後は利用が促進されるよう、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

障害のある人に対する虐待等の防止に向けて関係機関の連携を図るとともに、成年後見制度を活用するなど、人権擁護に努めます。

意思疎通支援が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等へ働きかけ、手話奉仕員の研修の参加を促進し、人材を確保します。

障害のある人の生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

移動支援事業は多くの利用が見込まれる事業であることから、必要な人が利用できるようサービスの利用状況の把握を行うとともに、適切な事業運営に努めます。

【任意事業】

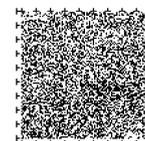
I. 訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障害のある人を対象に、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

II. 日中一時支援事業

活動場所が必要な障害のある人等を対象に、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	箇所	3	4	3	3	3	3
	人/年	11	11	14	14	14	14
日中一時支援事業	箇所	14	12	8	8	8	8
	人/年	115	117	71	80	80	80



Ⅲ. 社会参加支援事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や音訳により、市報を定期的に提供します。

また、自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成するなど、障害のある人への支援により、社会参加を促進します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会参加支援事業							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	139	59	— ※	80	80	80
点字・声の広報等発行事業	人/年	99	93	93	122	123	123
奉仕員養成研修事業	人/年	16	32	25	26	26	26

※新型コロナウイルスの影響により中止

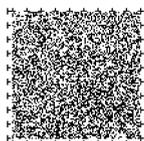
② 見込量確保の方策

一定のサービス基盤の確保が進んでいる事業については、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

今後も一定のサービス提供を行うとともに、利用希望者に対応できるよう、各サービスの提供体制を構築します。

障害のある人のスポーツやレクリエーションを通じて健康の保持・増進を図るとともに、社会参加ができるよう、参加しやすいプログラムの充実や支援体制の構築に努めます。

障害のある人の「完全参加と平等」に向けて、日常生活の障壁を少しでも取り除けるよう、任意事業においても、点字・声の広報等発行事業を通じて支援に努めます。



【中核市実施事業】

I. 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

II. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

III. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業							
手話通訳者	人/年	21	11	11	20	20	20
要約筆記者	人/年	17	11	9	18	19	19
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	2	4	4	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	888	902	692	901	907	911

